

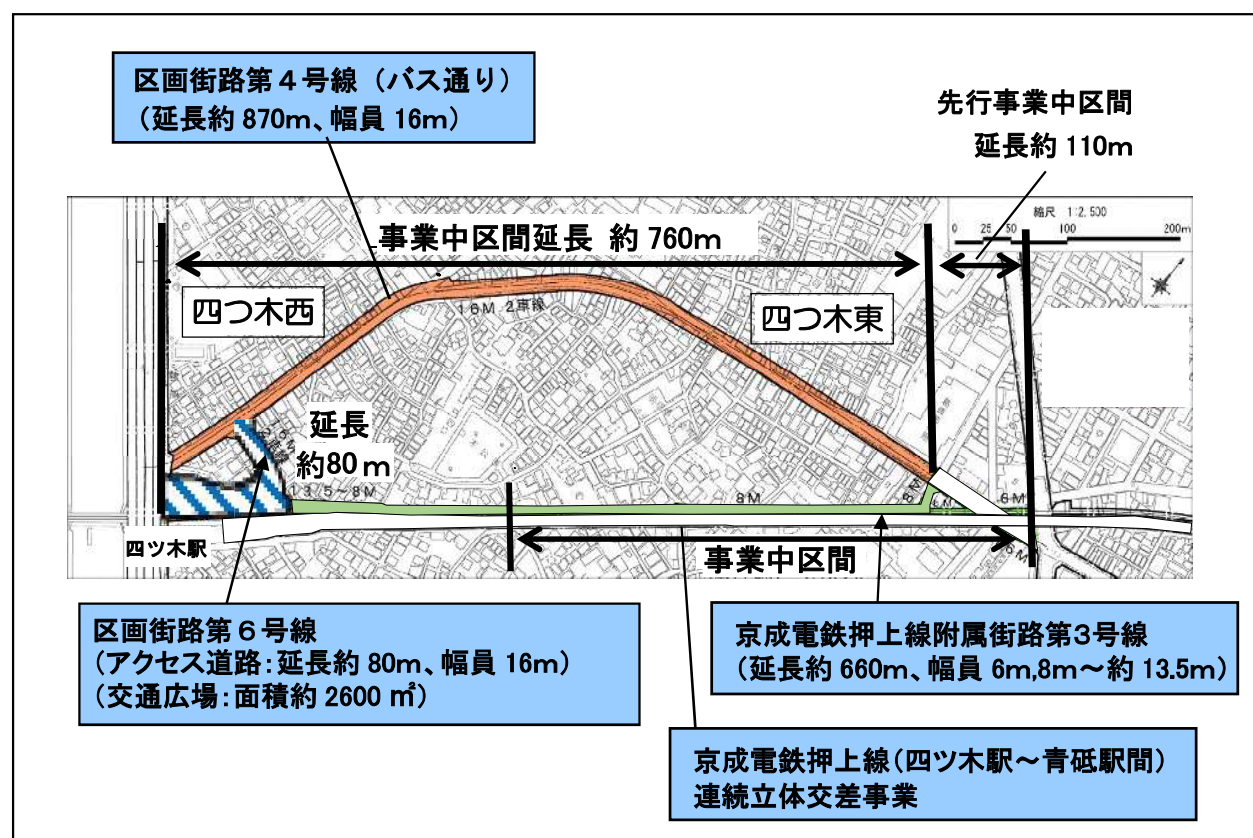
■ ■ ■ 四つ木バス通り及び四つ木駅周辺の道路計画について ■ ■ ■

(1)区画街路第4号線(四つ木バス通り)

平和橋通りから首都高速道路下の都道までを結ぶ都市計画道路事業(四つ木東、四つ木西)を進めています。

(2)区画街路第6号線及び交通広場

区画街路4号線と駅とを結ぶアクセス道路と交通広場の計画があります。



◆四つ木バス通りの事業進捗について◆

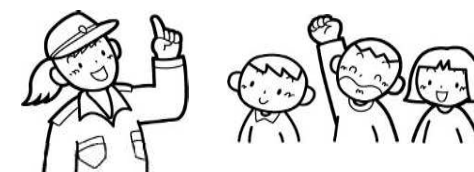
- 都市計画道路区画街路4号線(四つ木東)の用地取得の状況は、令和2年11月までに総件数120件のうち93件の取得が済んでいます。取得率は件数で約77%です。
- 都市計画道路区画街路4号線(四つ木西)の用地取得の状況は、令和2年11月までに総件数91件のうち20件の取得が済んでいます。取得率は件数で約22%です。

今後ともご理解とご協力の程、よろしくお願いたします。



四つ木1-3-2街区付近の用地取得状況

四つ木一・二丁目 東四つ木三・四丁目 まちづくり通信



第22号

令和2年12月

発行：葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第二係
〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 Tel 5654-8345

担当：もりた まつもと おかもと
森田・松本・岡本



日ごろより、葛飾区政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

四つ木一・二丁目、東四つ木三・四丁目各地区は、東京都「木密地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区に指定されています。本年3月東京都防災都市づくり推進計画の基本方針が改正され不燃化特区制度が令和7年度まで5年間延長となりました。区では引き続きまちの不燃化を推進するため、主要生活道路の拡幅整備とともに、下記の支援により木造住宅の建替えを促進していきます。

今後とも安全・安心なまちづくりへの取り組みにご理解とご協力をお願いします。

■ ■ ■ 不燃化特区における木造住宅建替えへの支援 (令和7年度まで延長) ■ ■ ■

◆税制優遇◆

固定資産税・都市計画税が5年間最大100%減免されます。

◆専門家派遣◆

建替えに伴う様々なお困りごとを、弁護士や1級建築士などの専門家に相談できます。

◆不燃化建替え助成◆

助成対象

木造モルタルは13年4ヶ月、
木造は14年8か月、
軽量鉄骨造は18年
以上を経過した住宅の建替え

助成金額

除却費用及び建築工事の設計費、
工事監理費の合計に対して
最大200万円

※詳しい要件や手続きなどについては、下記までお問い合わせください。

<不燃化建替え助成・専門家派遣>

葛飾区都市計画課 密集地域整備第二係

(直通電話 03-5654-8345)

<税制優遇>

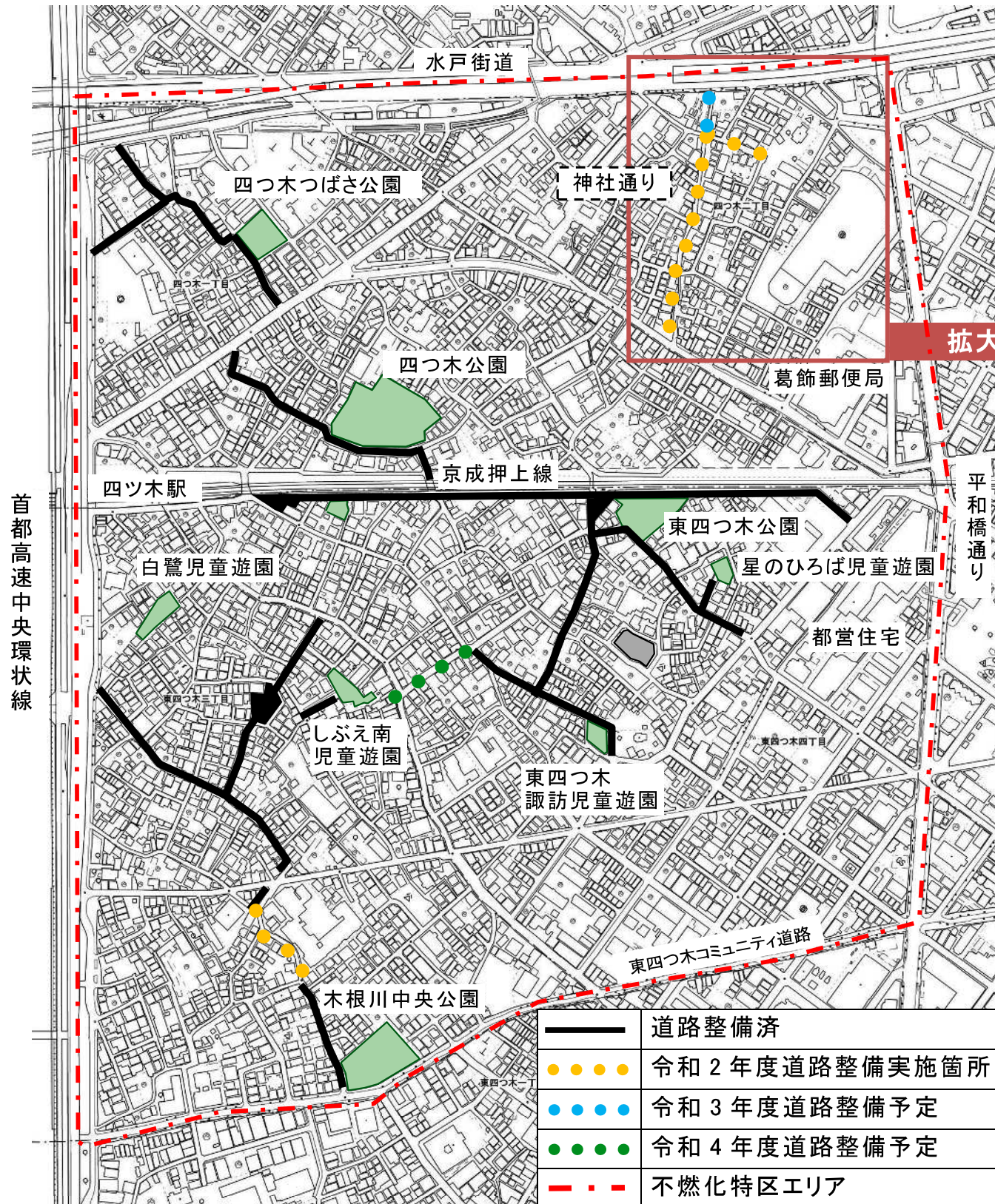
葛飾都税事務所 固定資産税係

(代表電話 03-3697-7511)

■ ■ ■ 密集事業の進捗状況 ■ ■ ■

密集事業による、幅員6mの主要生活道路や公園は、皆様のご理解とご協力により、令和5年度までに整備を完了させる予定です。

【道路整備の状況】(令和2年11月末時点)



● 四つ木二丁目公園(仮称)計画箇所の状況

これまで、関係権利者の皆様のご協力をいただき、公園の用地取得が進んでおり、令和5年度の整備を目指しています。



■ ■ ■ 今後の事業スケジュール ■ ■ ■

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度以降 |
|-------|---|-------|-------|--|-------|-------|---------|
| 密集事業 | 東四つ木地区 密集事業によるまちづくり (令和4年度まで)⇒道路整備等予定 | | | 四つ木地区密集事業によるまちづくり (令和5年度まで)⇒道路・公園整備予定 | | | |
| 不燃化特区 | 不燃化特区によるまちづくり ⇒ 老朽木造住宅等建替え助成等 | | | | | | |
| 地区計画 | 地区計画(防災街区整備地区計画)によるまちづくり | | | | | | |

区では、道路や公園の整備を行うため、密集事業の期間を東四つ木地区は令和4年度、四つ木地区は令和5年度まで延伸します。

なお、用地買収事業終了後(整備着手後)は、道路拡幅等用地の取得は、更地での買収が条件となり土地代金のみのお支払いとなります。(建物移転等補償金はお支払いできません)